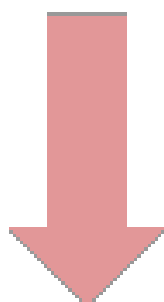


『火災予防条例改正の概要・防火管理の取組み』

猪名川町で行われるすべての催し（イベント）が対象となります！

～多数の者の集合する催し（イベント）を開催するにあたり～
（祭礼、縁日、花火大会、展示会、その他の多数の者の集合する火気を取扱う催し）



主催者・露店等
開設者の義務
となります。



■火気を取扱う露店等に「消火器の準備」

【条例第18～22条】

※ 原則として露店等ことの設置が必要



■火気を取扱う露店等は「露店開設届出」の提出

【条例第45条】

※ 消防署・出張所へ事前に提出が必要



「指定催し」



「指定催し以外の催し」



「指定催し」【条例42条の2】

大規模で火災発生時に人命財産に重大な被害の恐れのあるもの（出店露店数が100を超えるもの）

- 「指定催し」は消防長が指定
- 事前に主催者へ通知
- 住民のみなさまに公示

「指定催し以外の催し」

※近親者のみで行うバーベキューやパーティー、自治会のみで行う小規模な催しなどは除きます。

主催者の業務【条例42条の3】

- 「防火担当者」を選任
- 防火担当者に火災予防上必要な業務に関する計画を作成させ、「防火管理業務」を行わせる。
- 「業務計画書」を消防署・出張所に提出する。

主催者の義務
となります。



消防職員の現地確認指導

猪名川町消防本部予防担当 TEL 766-0119

